

岐阜県公報

目 次

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

(市 町 村 課)

ページ
一

号外 (十) 平成二十一年 四月 一日

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則 (平成十二年岐阜県規則第四十六号) の一部を次のように改正する。

別表十九の項及び二十及び二十一の項を次のように改める。

十九から二十一まで
削除

別表三十の項の次に次のように加える。

三十の二 岐阜県統計調査条例 (平成二十年岐阜県条例第五十三号) 及び同条例の施行のための規則に基づく事務

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則 (平成二十一年岐阜県規則第三十八号。以下この項において「規則」という。)

1 規則第五条の規定により県指定統計調査に関する事務を処理すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐 阜 県 庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐 阜 文 芸 社